



黒石地区清掃施設組合指令第 2 号

一般廃棄物処理業許可証

住 所 弘前市大字土堂字早川 276 番地 1
氏 名 株式会社東北クリーン
代表取締役 三上 博明

令和 6 年 2 月 29 日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、黒石地区清掃施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 7 条の規定により、下記のとおり許可する。

令和 6 年 4 月 1 日

黒石地区清掃施設組合
管理者 高 樹 憲



記

1 事業の範囲

(1) 一般廃棄物の種類 ごみ

(2) 事業の区分 収集・運搬業

2 有効期間 令和 6 年 4 月 1 日から

令和 8 年 3 月 31 日まで

3 取扱区域 管内

4 許可の条件

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、施行規則、当組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び条例施行規則、その他関係条例、規則等を厳守すること。

(2) 管理者が環境保全上その他必要と認める指示、通知事項等を厳守すること。

(3) 住民からの収集の依頼には速やかに対応し、混乱を招かないように対処すること。また、言動、態度には十分気をつけて住民から苦情の出ないよう住民サービスに心がけること。

(4) 搬入の際は係員の指示に従い、また、搬入量、収集区域を明確に報告すること。

(5) 収集運搬車両は、常に洗車及び整備し、清潔かつ衛生的に保つこと。